

石川県公報

平成30年3月9日
第13086号（金曜日）
毎週2回 火曜 金曜発行

目 次

告 示		選挙管理委員会	
○漁船損害等補償法第112条第1項の規定による同意の認定 （水産課）	1	○県条例の制定又は改廃の請求及び県の事務等の監査の請求の場合の署名者の最低数	8
○県道の供用の開始 （道路整備課）	1	○県議会の解散の請求並びに知事、副知事、県選挙管理委員、県監査委員及び県公安委員会の委員の解職請求の場合の署名者の最低数	8
公 告		○県議会議員の解職請求の場合の署名者の最低数	8
○予防接種を行う医師に係る公告 （健康推進課）	1	○県教育委員会の教育長又は委員の解職請求の場合の署名者の最低数	9
○予防接種を行う医師に係る公告 （同）	2	内水面漁場管理委員会	
○入札公告 （少子化対策監室）	2	○共同漁業権漁場の平成30年度目標増殖量	9
○大規模小売店舗立地法による意見の概要の公告 （経営支援課）	4	○漁業法の規定によるコイの持出しの禁止の一部改正	11
○争議行為の通知公告 （労働企画課）	5		
○入札公告 （教育委員会事務局）	6		

告 示

石川県告示第84号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めた。

平成30年3月9日

石川県知事 谷 本 正 憲

内浦

石川県告示第85号

次のとおり県道の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、告示する。
なお、その関係図面は、平成30年3月9日から同月23日まで縦覧に供する。

平成30年3月9日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	関係図面の縦覧場所
金沢停車場北線	金沢市堀川町466番2地先から 金沢市京町207番1地先まで	平成30年3月9日	県央土木 総合事務所 維持管理課
〃	金沢市京町207番1地先から 金沢市京町206番3地先まで	〃	〃

公 告

予防接種を行う医師に係る公告

市町長が予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により行う予防接種について、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項本文の規定により当該市町長の要請に応じて当該予防接種を行う医師の氏名及び予防接種を行う場所は、次のとおりである。

平成30年3月9日

石川県知事 谷 本 正 憲

医師の氏名	医師が協力を承諾した市町	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所
役 田 洋 平	県内全域	野々市市位川251番地 つじ川内科クリニック
松 原 三 郎	〃	野々市市二日市1丁目50番地 野々市こころのクリニック
野 口 晃	〃	野々市市郷一丁目131番地 医療法人社団 悠輝会 野々市よこみやクリニック
清 水 真 実	〃	〃
中 村 彰 伸	〃	志賀町富来地頭町7の110番地1 町立富来病院

予防接種を行う医師に係る公告

市町長が予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により行うA類疾病の予防接種について、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項本文の規定により当該市町長の要請に応じて当該予防接種を行う医師の氏名及び予防接種を行う場所は、次のとおりである。

平成30年3月9日

石川県知事 谷 本 正 憲

医師の氏名	医師が協力を承諾した市町	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所
山 岸 雅 司	県内全域	野々市市藤平田一丁目256-1 やまぎしレディースクリニック
藤 木 暁	〃	野々市市二日市1丁目50番地 野々市こころのクリニック

予防接種を行う医師に係る公告

市町長が予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により行うB類疾病の予防接種について、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項本文の規定により当該市町長の要請に応じて当該予防接種を行う医師の氏名及び予防接種を行う場所は、次のとおりである。

平成30年3月9日

石川県知事 谷 本 正 憲

医師の氏名	医師が協力を承諾した市町	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所
上 野 達 弥	県内全域	野々市市藤平田一丁目383番地 うえの整形外科
青 木 由 宇	〃	珠洲市野々江町ユ部1番地1 珠洲市総合病院
浅 野 哲 弘	〃	野々市市中林4丁目123番地 ときわ病院
澁 谷 良 子	〃	〃
中 本 理 和	〃	〃

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札を実施する。

平成30年3月9日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 競争入札に付する事項

- (1) 委託業務名

石川県立児童生活指導センター給食業務委託

(2) 履行期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日までとする。

(3) 履行場所

河北郡内灘町字大根布と543 石川県立児童生活指導センター内

(4) 業務内容

「石川県立児童生活指導センター給食業務仕様書」に記載のとおり

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この入札に参加することができる者は、平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等（平成9年石川県告示第581号）に基づき、平成29年度競争入札参加資格を有する者で、次に掲げる条件のすべてに該当するものであること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 入札参加資格確認申請書の提出期限の翌日から入札の日までのいずれの日においても県の指名停止措置を受けていない者であること。

(3) 県内に事業所を設置（設置予定を含む。）していること。

(4) 過去5年以内に、国又は地方公共団体における給食業務について実績を有し、確実に業務を遂行できる能力を有していること。

3 入札参加資格の確認手続等

入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書に関係書類等を添えて提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。なお、(1)アの提出期間に入札参加資格確認申請書を提出しない者及び入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

(1) 入札参加資格確認申請書の提出期間等

ア 提出期間

平成30年3月9日（金）午前9時から同月15日（木）午後5時まで（石川県の休日を定める条例（平成元年石川県条例第16号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）

イ 提出場所

河北郡内灘町字大根布と543

石川県立児童生活指導センター

ウ 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は、簡易書留とし、提出期間内必着とする。）

(2) 入札参加資格の確認の結果の通知

確認の結果の通知は、平成30年3月20日（火）までに入札参加資格確認結果通知書を郵送して行う。

4 入札参加資格確認申請書、仕様書等の交付

(1) 入札参加資格確認申請書、仕様書等の交付場所及び問合せ先

〒920-0266 河北郡内灘町字大根布と543

石川県立児童生活指導センター

電話番号 076-286-3235 FAX番号 076-286-3432

(2) 交付期間

平成30年3月9日（金）午前9時から同月15日（木）午後5時まで（県の休日を除く。）

5 入札の日時及び場所

平成30年3月23日（金）午後1時30分

河北郡内灘町字大根布と543 石川県立児童生活指導センター 1階会議室

6 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した額をもって落札価格とするので、入札は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 落札者の決定方法

石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 入札に関する注意事項

- (1) 入札に参加する者は、入札当日、入札参加資格確認結果通知書を提示すること。
- (2) 入札に参加する者は、仕様書、契約書案その他関係書類を熟覧の上、入札すること。
- (3) 入札参加資格を有すると認められた者が入札を希望しないときは、入札に参加しないことができる。この場合において、県は、入札に参加しないことを理由に不利益な取扱いを行わない。
- (4) 郵便又は電報による入札を認めないので、入札参加者は、5に定める入札の日時及び場所に集合すること。

9 入札の無効

この公告に示した入札に参加する資格のない者、入札参加資格の確認手続等を行わない者、入札に関する注意事項を遵守しない者及び入札心得に違反した者のした入札書は、無効とする。

10 契約書作成の要否

要

11 入札保証金及び契約保証金

免除

12 その他

詳細は、入札説明書による。

大規模小売店舗立地法による意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項及び第2項の規定による大規模小売店舗に関する意見の概要は、次のとおりである。

平成30年3月9日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イエローハット金沢田上店、セカンドストリート金沢田上店
金沢市田上の里一丁目130番地ほか12筆

2 届出の内容及び届出の公告の日

内容 大規模小売店舗の名称及び所在地、大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名、大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更

公告日 平成29年10月24日

3 市町の意見の概要

市町名 金沢市

意見の概要

届出内容について、特に問題点は見られないが、関係法令等を遵守するとともに、今後とも周辺地域の生活環境の保持について適切な対応を図るよう努められたい。

4 居住者等の意見の概要

居住者等の意見なし

5 意見の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター

6 意見の縦覧期間

平成30年3月9日から同年4月9日まで

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西松屋金沢大桑店、シュープラザ金沢大桑店、ザ・ダイソー金沢大桑店
金沢市大桑三丁目66番地ほか22筆

2 届出の内容及び届出の公告の日

内容 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名、大規模小売店

舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更

公告日 平成29年10月24日

3 市町の意見の概要

市町名 金沢市

意見の概要

届出内容について、特に問題点は見られないが、関係法令等を遵守するとともに、今後とも周辺地域の生活環境の保持について適切な対応を図るよう努められたい。

4 居住者等の意見の概要

居住者等の意見なし

5 意見の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター

6 意見の縦覧期間

平成30年3月9日から同年4月9日まで

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

アクロスプラザ野々市

野々市市三納一丁目217番地ほか93筆

2 届出の内容及び届出の公告の日

内容 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名、大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更

公告日 平成29年10月24日

3 市町の意見の概要

市町名 野々市市

意見の概要 意見なし

4 居住者等の意見の概要

居住者等の意見なし

5 意見の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター

6 意見の縦覧期間

平成30年3月9日から同年4月9日まで

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

アル・プラザ津幡

河北郡津幡町北中条5-25ほか87筆

2 届出の内容及び届出の公告の日

内容 駐車場の位置及び収容台数の変更

公告日 平成29年10月24日

3 市町の意見の概要

市町名 津幡町

意見の概要 意見なし

4 居住者等の意見の概要

居住者等の意見なし

5 意見の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター

6 意見の縦覧期間

平成30年3月9日から同年4月9日まで

労働関係調整法(昭和21年法律第25号)第37条第1項の規定により、石川県医療労働組合連合会執行委員長 東幸枝から、次のとおり争議行為を行う旨平成30年3月2日通知があった。

平成30年3月9日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 事件

賃金引上げ等の要求

2 日時

平成30年3月14日以降、事件が解決に至るまでの期間

3 場所

金沢市赤土町ニ13番地6 社会福祉法人恩賜財団石川県済生会金沢病院、金沢市小坂町中83番地 医療法人社団浅ノ川総合病院、金沢市田中町ハ16番地 医療法人社団浅ノ川田中町温泉ケアセンター、金沢市石引4丁目3番5号 社会医療法人財団松原愛育会松原病院、金沢市沖町ハ15番地 独立行政法人地域医療機能推進機構金沢病院、七尾市本府中町ワ部5番地 医療法人社団松原会七尾松原病院、七尾市中狭町イ部12番地 社会福祉法人松原愛育会七尾更生園、七尾市富岡町94番地 社会医療法人財団董仙会恵寿総合病院、羽咋市柳橋町堂田53番地1 公益社団法人石川勤労者医療協会羽咋診療所、能美市寺井町ウ84番地 公益社団法人石川勤労者医療協会寺井病院、能美市寺井町ウ84番地 公益社団法人石川勤労者医療協会介護老人保健施設手取の里、小松市下粟津町み1番地 公益社団法人石川勤労者医療協会小松みなみ診療所、輪島市堀町1字13番2号 公益社団法人石川勤労者医療協会輪島診療所、金沢市平和町3丁目5番2号 公益社団法人石川勤労者医療協会健生クリニック、金沢市上荒屋1丁目79番地 公益社団法人石川勤労者医療協会上荒屋クリニック、金沢市上荒屋1丁目79番地 公益社団法人石川勤労者医療協会有料老人ホームひだまり、金沢市京町20番3号 公益社団法人石川勤労者医療協会城北病院、金沢市京町24番14号 公益社団法人石川勤労者医療協会、金沢市天神町1丁目18番37号 金沢医療生活協同組合けんろく診療所、金沢市大豆田本町甲278番地 公益社団法人石川勤労者医療協会訪問看護ステーションあて、金沢市京町20番50号 公益社団法人石川勤労者医療協会訪問看護ステーションつくし、金沢市平和町3丁目5番2号 公益社団法人石川勤労者医療協会訪問看護ステーションすみれ、金沢市上荒屋1丁目39番地 公益社団法人石川勤労者医療協会訪問看護ステーションあい、金沢市天神町1丁目18番37号 公益社団法人石川勤労者医療協会訪問看護ステーションにじ、能美市寺井町ウ84番地 公益社団法人石川勤労者医療協会訪問看護ステーションかけはし、小松市下粟津町み1番地 公益社団法人石川勤労者医療協会訪問看護ステーションすまいる、羽咋市東川原町柳橋74番地1 公益社団法人石川勤労者医療協会訪問看護ステーションほのぼの、金沢市京町20番15号 公益社団法人石川勤労者医療協会金沢医療事業協同組合、金沢市北安江2丁目10番18号 公益社団法人石川勤労者医療協会おたっしやホーム城北、金沢市山王町2丁目75番地 公益社団法人石川勤労者医療協会ともだち村デイサービス、金沢市浅野本町2丁目23番21号 公益社団法人石川勤労者医療協会グループホームおんぼらーと、金沢市浅野本町2丁目18番26号 一般社団法人いしかわゆめ福祉サービス付き高齢者向け住宅ほやね城北、羽咋市石野町ト40番地 公益社団法人石川勤労者医療協会グループホームなが穂の里、における組合員が従事する全職場

4 概要

救急外来患者及び入院中の重症患者のための保安要員を除く、全部又は一部の組合員のあらゆる合法争議行為

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札を実施する。

平成30年3月9日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 一般競争入札に付する事項

(1) 業務名

石川県立学校児童生徒等の尿検査(一次)業務

(2) 履行期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

(3) 業務内容

県立高等学校及び県立中学校の生徒並びに県立特別支援学校の幼児、児童及び生徒約25,300人に係る尿検査(一次)

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この入札に参加することができる者は、平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等（平成9年石川県告示第581号）に基づき、平成29年度において競争入札参加者資格を有する者で、次に掲げる条件の全てに該当するものであること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 入札参加資格確認申請書の提出期限の翌日から入札の日までのいずれの日においても県の指名停止措置を受けていない者であること。
- (3) この公告に示す業務を履行できる経験、知識、能力、技術、手段等を有している者であること。
- (4) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 入札参加資格の確認手続等

この入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書に關係書類等を添えて提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。なお、(1)アの提出期間に入札参加資格確認申請書を提出しない者及び入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

- (1) 入札参加資格確認申請書の提出期間等

ア 提出期間

平成30年3月9日（金）から同月15日（木）まで（石川県の休日を定める条例（平成元年石川県条例第16号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）

イ 提出時間

午前9時から午後5時まで

ウ 提出場所

金沢市鞍月1丁目1番地
石川県教育委員会事務局保健体育課

エ 提出方法

持参により提出すること。

- (2) 入札参加資格の確認の結果の通知

確認の結果の通知は、平成30年3月20日（火）までに入札参加資格確認結果通知書を郵送して行う。

4 入札参加資格確認申請書、仕様書等の交付

- (1) 入札参加資格確認申請書、仕様書等の交付場所及び問合せ先

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地 石川県庁行政庁舎18階
石川県教育委員会事務局保健体育課
電話番号 076-225-1851（内線5675） FAX番号 076-225-1854

- (2) 交付期間

平成30年3月9日（金）から同月15日（木）まで（県の休日を除く。）

- (3) 交付時間

午前9時から午後5時まで

5 入札の日時及び場所

平成30年3月23日（金）午後3時

石川県庁行政庁舎18階 保健体育課

6 入札方法

入札金額は、1(1)の業務の1人当たりの手数料の額を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 落札者の決定方法

石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 入札に関する注意事項

- (1) 入札参加者は、入札当日、入札参加資格確認結果通知書を提示すること。
- (2) 入札参加者は、仕様書、契約書案その他関係書類を熟覧の上、入札すること。
- (3) 入札参加資格を有すると認められた者が入札を希望しないときは、入札に参加しないことができる。この場合において、県は、入札に参加しないことを理由に不利益な取扱いは行わない。
- (4) 郵便又は電報による入札を認めないので、入札参加者は、5に定める入札の日時及び場所に集合すること。

9 入札の無効

この公告に示した入札に参加する資格のない者、入札参加資格の確認手続等を行わない者、入札に関する注意事項を遵守しない者及び入札心得に違反した者のした入札は、無効とする。

10 契約書作成の要否

要

11 入札保証金及び契約保証金

免除

12 その他

詳細は、入札説明書による。

選挙管理委員会

石川県選挙管理委員会告示第43号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数(県条例の制定又は改廃の請求及び県の事務等の監査の請求の場合の署名者の最低数)は、次のとおりである。

平成30年3月9日

石川県選挙管理委員会

19,179人

石川県選挙管理委員会告示第44号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1(その総数が40万を超え80万以下の場合にあつてはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあつてはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)の数(県議会の解散の請求並びに知事、副知事、県選挙管理委員、県監査委員及び県公安委員会の委員の解職請求の場合の署名者の最低数)は、次のとおりである。

平成30年3月9日

石川県選挙管理委員会

219,866人

石川県選挙管理委員会告示第45号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第80条第1項の規定による各選挙区別の選挙権を有する者の総数の3分の1(その総数が40万を超え80万以下の場合にあつてはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗

じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合に於てはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)の数(県議会議員の解職請求の場合の署名者の最低数)は、次のとおりである。

平成30年3月9日

石 川 県 選 挙 管 理 委 員 会

選 挙 区 名	最 低 署 名 者 数
金 沢 市 選 挙 区	125,843人
七 尾 市 選 挙 区	15,406人
小 松 市 選 挙 区	29,693人
輪 島 市 選 挙 区	8,138人
珠 洲 市 選 挙 区	4,431人
加 賀 市 選 挙 区	19,285人
羽 咋 市 羽 咋 郡 南 部 選 挙 区	10,256人
か ほ く 市 選 挙 区	9,701人
白 山 市 選 挙 区	31,034人
能 美 市 能 美 郡 選 挙 区	14,995人
野 々 市 市 選 挙 区	13,972人
河 北 郡 選 挙 区	17,738人
羽 咋 郡 北 部 選 挙 区	6,124人
鹿 島 郡 選 挙 区	5,141人
鳳 珠 郡 選 挙 区	7,891人

石川県選挙管理委員会告示第46号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1(その総数が40万を超え80万以下の場合に於てはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合に於てはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)の数(県教育委員会の教育長又は委員の解職請求の場合の署名者の最低数)は、次のとおりである。

平成30年3月9日

石 川 県 選 挙 管 理 委 員 会

219,866人

内水面漁場管理委員会

石川県内水面漁場管理委員会告示第1号

漁業の免許(平成25年石川県告示第1号)及び漁業の免許(平成28年石川県告示302号)に掲げる共同漁業権漁場の平成30年度目標増殖量を次のとおり定める。

平成30年3月9日

石 川 県 内 水 面 漁 場 管 理 委 員 会

免 許 番 号 (漁 場 名)	目 標 増 殖 量												あ ゆ 産 卵 床 m ²
	増 殖 手 法												
	放						流						
	あ ゆ kg	こ い kg	ふ な kg	い わ な kg	や ま め kg	や ま め (さくら ます) kg	う な ぎ kg	わ か さ 万 粒	か き kg	ぬ ま ち ち ぶ kg	て な が え び kg	か じ か 尾	
内共第1号 (大聖寺川)	600			60		36	10						

内共第2号 (柴山潟)		60	130				25					
内共第3号 (動橋川)	350	5	5	9		9	20		10	10	2,500	
内共第4号 (大杉谷川)	88			40	40							
内共第5号 (手取川・大日川)	1,114			42		84						5,000
内共第6号 (直海谷川)				68	57							
内共第7号 (瀬波川)				72	15							
内共第8号 (尾添川)				57	8							
内共第9号 (御坊谷川)				7	4							
内共第10号 (大日川)				67	12							
内共第11号 (下田原川)				72	30							
内共第12号 (赤谷川)				63	21							
内共第13号 (手取川)				439	24							
内共第14号 (大嵐谷川)				30								
内共第15号 (小嵐谷川)				25								
内共第16号 (犀川)	850			15		45					5,000	2,000
内共第17号 (浅野川)	920			9		21					3,000	
内共第18号 (森下川)	100					9						
内共第19号 (大海川)	210			25		60						
内共第20号 (邑知潟)			160									
内共第21号 (赤浦潟)		20						100				
内共第22号 (河原田川)	230											500
内共第23号 (町野川)	210	4									2,000	
内共第24号 (手取川)	486					60						
計	5,158	89	295	1,100	211	324	55	100	10	10	12,500	7,500

注1 こい及びふなについては、1尾当たりの重量を2g以上とする。

2 いわな、やまめ及びやまめ(さくらます)については、1尾当たりの重量を3g以上とする。

3 あゆについては、1尾当たりの重量を3.5g以上とする。

4 ぬまちちぶについては、1尾当たりの重量を5g以上とする。

5 てながえびについては、1尾当たりの重量を4g以上とする。

6 かじかについては、1尾当たりの重量を0.3g以上とする。

石川県内水面漁場管理委員会指示第1号

漁業法の規定によるコイの持出しの禁止（平成16年石川県内水面漁場管理委員会指示第1号）の一部を次のように改正し、公表の日から施行する。

平成30年3月9日

石川県内水面漁場管理委員会

会 長 八 田 伸 一

2中「平成30年3月31日」を「平成31年3月31日」に改める。

